意見書

平成23年2月17日

情報通信行政·郵政行政審議会 電気通信事業部会長 御中

郵便番号 460-0003

住 所 名古屋市中区栄一丁目 8 番 8 号

氏 名 中部テレコミュニケーション株式会社

代表取締役社長 牧 俊夫

電話番号

メールアドレス

(連絡先:経営管理部)

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見項目 意見内容 「分岐単位接続 FTTH(光ファイバ)の市場は、NTT東西殿が独占的に敷設しているメタ 料」設定の有無に ル回線と異なり設備競争が進展しており、我が国における高速ブロードバンド環 ついて 境の普及に寄与していると考えます。 こうした環境を踏まえ、設備、サービス両面での公正で自由な競争を維持、促 進する観点から、分岐単位接続料(以下、「1分岐貸し」といいます。)について は、設定すべきではないと考えます。理由は以下のとおりです。 ・設備競争が進展しつつあるFTTH市場において、ドミナント事業者であるN TT東西殿の接続料は、実質的に市場価格となることから、コストを適正に回収 できる水準であるべきです。 ・1分岐貸し接続料の設定は、どのような算定方式を採用しても、構造上、利用 率を適性に反映することができないことから、ユーザ未利用分のコストをNTT 東西殿が負担することになります。 ・このため、設備を借りる接続事業者は、設備保有リスク(未利用分のコスト負 担)を負わず、安価に光ファイバを調達することが可能となる一方で、設備事業 者は、コストを回収できない水準での提供を強いられることになります。 これは、「設備を保有する事業者と接続事業者の競争」が公平ではないことを 意味しており、結果、設備事業者の投資インセンティブが薄れ、設備競争が停止 (=独占回帰)し、利用料金が高止まりすることが懸念されます。 このように、1分岐貸し接続料は、設備競争の阻害=ブロードバンド環境進展 を阻害することになるものと考えます。 ・また、現行の接続ルールでも、複数の事業者でOSU等の設備を共有してサー ビスを提供することで、サービス競争は十分に可能と考えます。(OSU設備共 有による提供を望まない事業者(NTT東西殿を含む)に当該提供を義務付ける ことは、事業者間の公正な競争を阻害することになり、適当ではないと考えま す。) 乖離額調整制度 ・競争が進展しつつある市場におけるドミナント事業者の接続料は、設備、サー (将来原価方式) ビス両面での公正で自由な競争を維持、促進する観点から、実績原価方式で算定 について すべきです。 (競争事業者である地域系通信事業者は、実際の設備コストを踏まえて経済合理 的な範囲で料金設定をしております。) ・将来原価方式は、あくまでも「新規かつ相当の需要が見込まれるサービス」に 適用されるものであり、すでに、成長期を迎えている光ファイバに適用すべきで はないと考えます。 なお、「将来原価方式に乖離額調整制度」を設定した場合、実質的には実績原

価方式と変わらなくなることから、あえて採用する合理的な理由はないと考えま

す。